

北広島町農業委員会第 22 回総会議事録

事務局 (第 22 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 7 番、9 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 4 月 21 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

6 番 4 月 9 日に●●委員、●●推進委員とともに現地で調査を行いました。ちょうど現場で調査をしているときに譲受人、前委員会長の●●さんも立ち合いのもと経緯等について聞き取りを行っております。
相続される前からずっと維持管理をされ、この農地を譲り受けることとしたということです。
最後に●●さんの集落は●●法人で営農されております。
自宅の倉庫でもみ撒きをされて、ハウスでも育苗される。ここだけで足りないの
で、色々なところで育苗されておるんですが、育苗を行われる。
その他、農業に従事されておりますし地域の中心的人物でありますので問題はない
ということで農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと考えられますので申請は適
正であると思われます。

議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
質疑を仕切って採決いたします。
審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いいたします。

- 4 番 4月12日に●●会長と●●推進委員と私と3名で現地の方調査をさせていただきました。黒いマルチとなっているところが該当土地であります。
そこへ家を新築して、畑の部分で自家用野菜を作りたいという申請です。今の畑の部分も、すぐに何か耕作できそうな土地の状況であります。譲受人はこれまであまり農業はされていないのかなというふうに見うけられました。圃場の状態もよく、耕作をしていただいているだろうと感じました。
特に元々畑であり周りの水田・農地等の影響はないと考えております。
以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件の全てを満たしていると判断をさせていただきました。
- 議 長 それでは番号2番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 5 番 この畑に行くにはどのようにして入っていく感じになりますか。
- 6 番 今ある宅地の幹線の道路から宅地に直接入れます。そこから畑に入ります。
2-2の地図でいくと道がありますよね。それからこの地図では●●さんの宅地というのがありますよね。それを通して畑に入ります。
- 議 長 右側の左が宅地なんです。
宅地の道路からからすぐ入れるんです。
- 5 番 ●●さんの田んぼがないということですか。
- 議 長 2-2の地図でいくと道がありますよね。
それから●●さんの宅地というのがありますよね。それを通して畑に行きます。
宅地を売られております。
- 5 番 1965の1のトンネルを通らない宅地に行けないような気がするんですけども、ここはもう現況が違うという感じでしょうか。
- 事務局 1965の1につきまして今回の届け出ではございませんので地図上まだ更新されていない可能性があり確認させていただきます。
ただ、1965の写真上ちょっと見切れていますが1965の2に道路が直結しておりますので物理的には1965の2からもうすぐ道路として渡れるようになっている状態でございます。
- 5 番 構図が違っていただいいんですが、もし、これが残っていたら買っても、宅地に。無断転用になっていなければ特に問題ないかなと。
- 6 番 1965-1が現況を公衆道路になつとるかどうかが確認をしてもらわんと。
あと、あと調べてから、再度確認をもらわんと。おかしいことになる。第3者が見たときに。
写真上は道路に面しとるといっても、農地上は、田が入っているの。
- 事務局 GISを確認するのをちょっとお時間いただいても、審議の最中になりますが、させていただきますので、ただ、●●さん名義の課税台帳帳につきまして、

1965-1 が田んぼとしては計上されていませんので、GISはおそらくこちらも宅地とは思われますが、ちょっとお時間いただきたいと。審議の最中にまたお知らせさせていただければと思います。

議 長 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 ●●委員より説明をお願いいたします。

7 番 説明をいたします。
本人のお父さんと会ってお話を伺いました。息子に譲りたいということであり
ます。
田・畑それぞれ見ましたがとも田も耕作をできる状態にしてありますし、畑も野
菜が植えておられます。
以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たして
いると考えます。

議 長 番号 3 番について、ご質問ご意見をお願いいたします。

3 番 これは、目的として、計画的に順次贈与をして、譲り受けるというのが意図なん
ですか。

7 番 そうということになります。
税金がかからない程度に、少しずつやっていこうということありましたし、また近
所の土地も取得するという話も聞かせていただきました。規模を増やしていきたい
という考えがあります。
立会は 11 日、●●さん、●●推進員さんと私 3 名で伺いました。

議 長 そのほかご質問ありましたでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは担当の 7 番委員より 補足説明をお願いします。

7 番 7 番より説明をします。
11 日に調査を行いました。
写真で見ていただくとおり栗が植えてありました。電話に出てもらえませんでした
ので、現地確認で他の田は全て水稻と植える準備がされ、田を栗と植えるというこ
とで、適当と判断しました。
農地法第 3 条 2 項に該当しないということで、許可要件を満たすと考えております。

- 議 長 はい、ありがとうございます。
それでは番号4番について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
- 2 番 この土地ですが、圃場整備地ですか？
- 7 番 多分、小学校の近くで圃場整備してないと思います。
- 事務局 農用外とありますが、圃場整備地ではない第1種農地となっております。
- 議 長 そのほかご質問ありましたでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 許可全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号5番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 それでは、担当の委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 7番が説明いたします。
11日に●●推進委員と●●委員さんで行いました。
写真で見ていただくように、もうカヤがすごく立っており、かなり耕作されていないように見ました。
田に戻すのも大変だと思います。電話に出ていただけませんでしたので、現地確認だけで済ませました。近隣の方については、長年荒れており困られていたと思います。
農地法第3条2項に該当しないということで、許可要件を満たすと考えております。
- 議 長 番号5番について、ご質問ご意見をお願いいたします。
- 13 番 譲受け人が安佐北区安佐町の方で、農機具を持ってこられて、耕作されるということでしょうか。
- 7 番 この●●さんは、千代田で耕作されている。営農されていると思います。
- 職務代理 確認なんですけど、安芸太田町耕作証明というのが出ておりますが、安芸太田町の経営規模は。
- 議 長 これ千代田ではじめて農地を取得されたんですか。

- 事務局 ●●さんは、北広島町には所有はないという状況でして、安芸太田町の耕作証明を添付され申請しておられます。北広島町では今回の申請で取得されるということになると思います。
- 3 番 本人申請なのか、行政書士経由なのか、仲介業者の関与か？
法が変わって、何㎡でも問題ないのに、なぜ耕作証明を添付して来たのか。
申請書受付時に、聞き取っていればそういった特殊事項は、補記しておいてもらえば、いろいろ聞かなくてもいいというふうに感じているのですが、ことの経緯がもし分かれば、この辺の説明をお聞きしたい。
- 事務局 それではですね、特記事項として記載はないんですが、番号5番、6番、7番につきましてなんですが、こちら7番の譲り受け人●●さん、前●●の代表者であり、●●さんと●●さんは農業関係者ということで、●●さんがまとめて申請しておられます。
おそらく農業経営としてその3人で何か共同事業をされるということのも含めて所有権を分けられた理由にはお伺いしていませんが、それぞれの農地を所有すると取得されるということで3件に分かれて周辺農地の申請をしておられるという経緯がございます。
- 3 番 具体的な営農計画書がついていますね。
- 事務局 ●●さんは安芸太田町農業委員会の耕作者証明を添付で申請を受理しています。●●さんの営農計画書を添付して申請しておられました。
- 3 番 ガイドライン見たことがないのでわからないが、他の市町に農地を持っておったら町外であっても営農計画書の添付は不要という取り決めになっておるから、その件についてはそういうものを提出しなかったという理解になるのか。
- 事務局 ●●さんにつきましては、安芸太田町の証明を添付されておりまして、そちらで受理しております。
- 3 番 先ほど言いましたが、基準が変わったので、農地の取得面積の下限についてと、他市町での農地所有は関係ないと理解していたが、やはり、他市町に農地を持っている場合の証明書を添付しなければ申請できない。3条申請できないという規定になっているのでしょうか。
- 事務局 営農計画書については、耕作証明書を添付されており、営農計画書の提示を求めています。
要領の解釈不足でよく確認しまして、もし追加で必要な場合は、改めて営農計画の提出を求めます。
- 3 番 申請時に公平な取り扱い求めるものであり、人によっては耕作者証明書を求め、一方で営農計画書を求めることでは平等性が損なわれるということだったので。
- 議長 そのほかご質問ありましたでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 したがって申請のとおり、申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号6番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 7番委員より補足説明をお願いいたします。

7番 11日に私、●●推進委員さん●●推進委員さんと3名で調査しました。
写真にありますように、何もしてない、すべてカヤが立ち、全く何もされていない
状況。小麦や大根と申請が出ており畑としては十分使えるということでいいだろう
と結論を出しました。
農地法第3条2項各号に該当しないということで、許可要件を満たすと考えており
ます。

議長 番号6番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。

13番 5、6、7の関係性はあるのか？

事務局 おそらくですが、申請は番号7番案件の●●さんが3件とも持ってこられましたの
で、おそらく法人等の立ち上げ等はまだ何もないですがおそらく●●さんを中心に
こちらの農業を経営されるということで所有の申請をしておられると思われます。

13番 規模拡大のためとなっているが、ゼロの方が規模拡大というのはいいのかなと思っ
て。3名の方で営農されるということですか。

事務局 営農計画書の方には、自己所有ということでトラクター、稲刈り機、草刈り機、今
後購入予定のコンバインは恐らく今回の3件も含めて共同所有でされると思われ
ます。
●●さんにつきましては営農計画書に倉庫兼住宅を借りているということがござい
ますので、そちらを起点として小麦、大根の経営をされるのかなと思います。

議長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもらえる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは、担当の●●委員より補足説明をお願いいたします。

7番 7番が説明いたします

この案件も 11 日に調査しました。

写真で見ただけですように他の案件と同様で、カヤが相当立っております。
申請書では小麦を植えることでありましたので、この近辺も小麦を植えておられますので、作業も他のところを見ながらやればできるかなというふうに思いますし、別に水路もあり、何の問題もないかなというふうには見させていただきました。
以上のことから農地法第 3 条 2 項には該当しないと。要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はいありがとうございます。
それでは番号 7 番についてご質問ご意見をお願いいたします。

3 番 かなり前に近隣の人からクレームが出て、役員段階ですっぽかされているような経緯があって、不動産関係も何か。それはどういう情報という農家台帳、どういう耕作状況となっていますか。

事務局 主に、豊平地区の津志見の方で、農地を 4 筆で保有されています。
ほ場整備地が 3 筆、耕作良好となっております。
現状は千代田地区の農地は所有しておられないので、それ以降で指摘されたことで移転された可能性はあるかと思います。

議 長 他にございますか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 はい、それでは担当の 7 番より、補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番、委員●●です。
11 日に、私と●●委員、推進委員●●さんと、現地を見せていただきました。本人と話をさせていただきました。
この●●さん、前の案件にも出ておりましたが、だんだん土地を耕作できないということで手放されております。
この 2 枚の田は今年、水稻は植えず耕起だけするというものでありました。来年以降は考えると返事をされました。田として維持していただけるとい何ら問題ないなと思いました。農地法第 3 条第 2 項には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。
ご質問、ご意見をお願いいたします。

それでは質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり許可してもらえる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい、それでは担当の●●委員より、補足説明をお願いいたします。

2 番 ●●番、委員●●です。
4 月 13 日に●●委員さんと●●推進さんで現地審査をさせていただきました。
譲受人●●さんに関しまして機械の方も十分ございます。
先ほど事務局の方からも説明があったが、お父さん 40 年ほど農業され経験を持って
おられます。
規模拡大を図っておられます。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要
件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。
ご質問、ご意見をお願いいたします。

13 番 現在貸付されておられる状況だと思うんですけども。

事 務 局 こちら、議案作成前の状況であり、議案作成の時には、すでに合意解約が提出され
ておりまして、合意解約された上での申請となっております。

議 長 ほかにございませんか。
質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり許可してもらえる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい、それでは担当の●●委員より、補足説明をお願いいたします。

職務代理 ●●番、委員●●です。
4 月 13 日に●●委員と●●推進委員と現地調査を行いました。
近くであるということであり、また、●●さんも 3 町 2 反ほど農業をされております。
遠方であり高齢者であるということから譲り渡したいということであり農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
ご審議の方よろしくをお願いします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を終えて採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 11 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 11 番より補足説明をお願いいたします。
- 11 番 はい、11 番●●が説明させていただきます。
4 月 18 日に●●委員と●●推進委員さんと私で現地確認に行きました。
現地で譲受け人さんとも面会することができました。
そもそも家がありますが、この家は譲り渡し人のおじさんの名義であり、その農地は譲渡人のお父さんから借りてずっと作っておられたそうです。
この農地が水稻作付けされていることは幼少期に少し記憶があるぐらいであとはちょっと畑だったらしいです。私もそのように記憶をしております。
今は空き家になっていますが譲り受け人のおじさん夫婦がおられるうちは畑を作っておられました。具合が悪くなり家がおられなくなって以降シートが貼られています。子供さんが一人可部におられますがこちらに来ることがなくこのようになっています。
この家を買う際この農地も一緒に買ってもらうこととなり家庭菜園にするという話でした。農機具等もあり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を終えて採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号 12 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 11 番より補足説明をお願いいたします。
- 11 番 同じく、4 月 18 日に●●委員と●●推進委員と私 3 人で現地確認いたしました。同日に電話で関係者の方にお話を伺いました。
調査時には、すでに耕起されておりました。

今までは農業集団で大豆等を作っておられたようです。
譲受人さんが帰ってこられ、農業にも関心があり地区の人とも話をして機械を借りたりして、自分でやってみたいと思われています。大豆を作るなど話をされています。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を終えて採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

事 務 局 議案第2号に入る前に、先ほど説明させていただいた案件で航空写真を用意させていただきましたが、1965-1はすでに5条許可の方が下りております。ただGISは登記されない限り変更されませんので現状の表記となっております。

13 番 今回の申請には関係ないということですか。

事 務 局 はい。

議 長 地図を見てもらったと思いますが、ご意見ご質問は他にありませんでしょうか。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい、挙手全員です。
したがって審査のとおり許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 議案第2号、農地法第4条の規定により許可申請の承認について、農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので、意見を求め、令和7月4月21日に提出。北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
13番案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 はい、それでは担当の3番より、補足説明をお願いいたします。

3 番 ●番、委員●●です。

7月15日に●●さん●●さんと3名で現地調査及び申請人のお母さんと面談をいたしました。この案件は●●行政書士の代理申請です。次の議案と同様ですが、追認案件なので一緒にしてはいけないということで別々の案件として申請になっています。周辺農地への影響はないと見受けられましたので追認してもよいと判断しました。

議 長 はい。ありがとうございます。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。それでは質疑を終えて採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。
番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 2月の農業委員会に農振除外が申請され、関係者から相談があり事務局と協議したが、通知がいないので、1か月ずれてきています。
平面図を見ていただくとわかりやすいのですが、先ほどの案件と同様に15日に3名で面談し現地調査を行いました。
申請書をよく見ますと、前面を進入路に拡幅すると広く想定されますが、進入路につつじ等の低木がありました。
この間の雑種地のところにも植栽がされていました。
周辺の農地等への営農上の支障はないと判断し、許可相当と思われます。

議 長 はい。ありがとうございました。それでは番号14番について質疑に入ります。
ご質問の意見をお願いいたします。
それでは質疑を打ち切って再決議いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって申請のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 番号15番について事務局への説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員よりご説明をお伺いします。

9 番 9番●●が説明をさせていただきます。この案件につきましては行政書士の●●様の申請案件でございます。
現地確認につきましては4月11日、●●行政書士さんと●●委員さん●●推進委員

さんと4名で現地確認をさせていただきました。
今回の新設置の写真の通りなんですが現在、墓所というのはですね。
この近自宅から、裏側なんですけど約150m、実際に墓所まで4名で歩いてみたんですが非常に危険気味がないというような場所ですぐにでも墓所を移動させた方がいいなという印象でした。周辺の農地には全然問題ないと思いますのでご審議の方、よろしく願いいたします。
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございましたそれでは、番号15番について質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんかそれでは質疑を打ち切って対決いたします。

議 長 申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
挙手全員です。したがって申請のとおり許可することに決定いたしました

議 長 番号16番について事務局に説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは、担当のご説明をお願いします。

職務代理 それでは●●が補足説明をさせていただきます。
4月13日に●●委員と現地調査に行かさせていただきました。
この申請は、可部の行政書士の●●さんからの申請でございます。
申請理由にもありますように、平成23年8月頃に図面や写真を見ていただくと、車
転回場がないので、狭いのでこういったことにさせていただいた。家の裏の方も車
もはいれなかった。駐車場等にしたら。始末書添付の案件です。
●●行政書士との話も、電話でさせていただきながら状況をお聞かせいただきました。
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは番号16番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可しているのをよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 はい、挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 番号17番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 14番●●委員から説明をお願いします。

- 14 番 14 番●●です。
4 月 20 日、昨日 2 名なんですけど現地を確認しております。
調査のとおり、今、墓地として活用されており谷間で日当たりがない場所で、今後も農地としての活用はないと思います。他の農地の影響もございません。
今後とも、今後は耕作するわけではなく、地目変えるだけでありますので、申請のとおり許可をして、地目を現況のとおり墓地に切り替えて適正化を図るべきだと考えます。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
番号 17 番について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
- 議 長 それでは、審議を終了して採決をいたします。
申請のとおり、許可してもらえる方は、挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
よって、申請のとおり、許可することに決定いたしました。
-

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 4 月 21 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 18 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 はい、それでは担当の 15 番●●委員さん補足説明をお伺いします。
- 15 番 4 月 15 日●●委員、●●推進委員により現地確認を行いました。
図面番号 18-2 の現況地番図を見ていただきたいのですが、この中で 3002 番地、写真では左側になりますけれども、これは譲渡人が以前より米の乾燥調製倉庫として利用してこられました。
それから 3001-5 と 3001-4 は、これは譲渡人がですね、土地だけ賃借をして、その上に農業用施設と事務所を設置して利用されていたということです。
今回、売買ということになったときに許可を得ていないということが判明して、連名で始末書を添付して申請をされております。
審議の方、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
番号 18 番について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見をお願いします。
ございませんか。

議 長 それでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請の方、許可してもよいと思われた方は、挙手をお願いいたします。

委 員 （挙手全員）

議 長 はい、挙手全員です。
従って許可することに決定いたしました。

議 長 番号 19 番は、取下げです。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく届け出の承認について

議 長 議案第 4 号、農業用施設転用届について、農地法施行規則第 29 条の第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり届け出あったので、承認を求める。令和 7 年 7 月 21 日提出。北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。20 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは、19 番が取り下げされましたので、今回は番号 20 番ということで説明いたします。

事 務 局 （議案説明）

議 長 それでは担当の●●委員ご説明をお願いします。

11 番 はい。11 番●●がご説明をさせていただきます。
4 月 18 日に●●委員、●●推進さんと現地の方で確認いたしました。
今、事務局から説明があったように、この度の売買で農業用の倉庫を無断で建てていたことが判明したので、娘さんの申請人が届け出をされたということになっております。
近所の方に聞いても農業用倉庫で使っておられたようでございますので、受理妥当だろうと判断しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号 19 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

議 長 ございませんか。それでは質疑を続けて採決いたします。

議 長 審査でのとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 （挙手全員）

議 長 はい挙手全員です。
従って届け出のとおり受理することに決定いたしました。

議事終了